



島根県報

令和8年8月7日（金）

第 7 4 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（総務事務センター） 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者福祉課） 2

土地改良区の役員の就任の届出（農 村 整 備 課） 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出（ ” ” ） 3

保安林予定森林（森 林 整 備 課） 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（中 小 企 業 課） 4

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（3件）（農 業 経 営 課） 7

【教委規則】

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則（特別支援教育課） 9

【選管規程】

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 10

公布された条例等のあらまし

◇職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

警察本部及び警察署の職員の児童手当の認定に関する事務は、警察本部警務部給与経理課が行うこととした。（第2条関係）

2 施行期日

令和8年10月1日から施行することとした。

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則（昭和46年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

警察本部及び警察署の職員	警察本部長	警察本部警務部厚生課
--------------	-------	------------

」

を

「

警察本部及び警察署の職員	警察本部長	警察本部警務部給与経理課
--------------	-------	--------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に認定事務取扱機関がした認定その他の行為又は認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為は、この規則による改正後の職員の児童手当の支給に関する規則に規定する認定事務取扱機関（以下この項において「新認定事務取扱機関」という。）がした認定その他の行為又は新認定事務取扱機関に対してした請求その他の行為とみなす。

告 示

島根県告示第468号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人壽光会	訪問看護	訪問看護ステーション湖水苑	出雲市湖陵町差海318-1	令和8年8月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市川合町川合土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

中村 昭 大田市川合町川合3065番地 1

2 就任年月日

令和8年3月29日

島根県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市三瓶町池田土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

川村 二六 大田市三瓶町池田1835番地

松村 和夫 大田市三瓶町池田2289番地

中間 功 大田市三瓶町池田2085番地 1

安井 克巳 大田市三瓶町池田2309番地

川村 彰宏 大田市三瓶町池田1633番地

飯田 享 大田市三瓶町池田1922番地 5

栗本 敏昭 大田市三瓶町池田2132番地 1

松本 玉紀 大田市三瓶町池田2155番地 8

監事

柳浦 晶彦 大田市三瓶町池田1880番地 2

中尾 浩二 大田市三瓶町池田2316番地

藤原 章子 大田市三瓶町池田2200番地 4

2 就任年月日

令和8年7月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

丹波 篤 大田市三瓶町池田2097番地
川村 二六 大田市三瓶町池田1835番地
中間 功 大田市三瓶町池田2085番地 1
松村 和夫 大田市三瓶町池田2289番地
安井 克己 大田市三瓶町池田2309番地
川村 彰宏 大田市三瓶町池田1633番地
飯田 享 大田市三瓶町池田1922番地 5
栗本 敏昭 大田市三瓶町池田2132番地 1

監事

塚田 恵一 大田市三瓶町池田110番地
中尾 浩二 大田市三瓶町池田2316番地
藤原 章子 大田市三瓶町池田2200番地 4

島根県告示第471号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市吉田町吉田字町4397－6から4397－9まで、4397－11から4397－14まで、4397－18、4397－19、4397－31、4398－4、4398－6から4398－8まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第472号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 鈴木 雅士

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (営業所：東京都港区芝三丁目33番1号)

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典

(変更後) 三井住友信託銀行株式会社 支配人 鈴木 雅士

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボクシンスカ	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2-1	三宅 英木	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	令和8年6月30日退店
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラアシェール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三浦 隆司	
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町3丁目5-6	石井 美耶子	
クールカレアン (株)	東京都品川区東品川4丁目12番6号	堀内 一夫	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	海山 丈司	
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	古澤 康之	

(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボクシンスカ	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2-1	村上 竹司	令和8年5月21日代表者変更
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラアシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	三浦 隆司	
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町3丁目5-6	石井 美耶子	
クールカレアン (株)	東京都品川区東品川4丁目12番6号	堀内 一夫	
(株) オンデーズ	東京都品川区東品川二丁目2番8号 スフィアタワー天王洲27階	海山 丈司	
(有) ハイカラド	島根県大田市大田町大田イ380番地1	山崎 もとみ	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二	
パセリエンタープライズ (株)	滋賀県長浜市落合町645番地	松本 規義	令和8年7月17日入店

(4) 変更の年月日

(3)のア 令和7年4月7日

(3)のイ 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和8年7月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町西母里1441番1	田	1,216
安来市伯太町西母里1441番2	田	1,209
安来市伯太町西母里1526番2	田	1,222
安来市伯太町西母里1528番2	田	1,200
安来市伯太町西母里1531番1	田	1,197

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年9月1日	権利の始期から令和11年12月31日まで	23,574

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月20日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町西母里1579番1	田	1,070
安来市伯太町西母里1596番	田	1,223

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年9月1日	権利の始期から令和18年12月31日まで	29,810

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月20日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
安来市伯太町赤屋435番1	田	1,462
安来市伯太町赤屋441番1	田	2,036
安来市伯太町赤屋441番3	田	1,302
安来市伯太町赤屋442番	田	1,552
安来市伯太町赤屋442番1	田	1,702
安来市伯太町赤屋443番	田	451

安来市伯太町赤屋444番	田	341
--------------	---	-----

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年9月1日	権利の始期から令和13年12月31日まで	57,500

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年8月20日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

教 育 委 員 会 規 則

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月7日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

島根県教育委員会規則第16号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第30条の2を次のように改める。

（生徒等が成年者の場合の特例）

第30条の2 高等部等に入学を希望する者若しくは入学を許可された者若しくは他の学校から転入学を希望する者若しくは転入学を許可された者又は生徒が成年者である場合、提出する第20条、第24条（第28条第3項において準用する場合を含む。）及び第26条から前条までに規定する様式については、これらの規定にかかわらず、保護者が連署することを要しない。ただし、校長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

様式第17号及び様式第18号中

「
割
印

」を削る。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第2号

島根県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

島根県選挙管理委員会規程（昭和26年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 委員長及び委員は、委員長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によって委員会に出席することができる。

2 オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。